

書式第 19

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 出願人等の使用状況説明
 - (1) 商標の使用者
 - (2) 商標の使用に係る商品名（役務名）
 - (3) 商標の使用時期
 - (4) 商標の使用場所
 - (5) 商標の使用の事実を示す書類
 - (6) 手続補正書の提出の有無
2. 緊急性を要する状況の説明

【提出物件の目録】

【物件名】

〔備考〕

- 1 出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願に関するの申出をするときは、「【早期審査に関する事情説明】」の「1. 出願人等の使用状況説明」及び「2. 緊急性を要する状況の説明」は、「商標早期審査・早期審理ガイドライン」に従って記載する。
- 2 出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願に関するの申出をするときは、「【早期審査に関する事情説明】」の「1. 出願人等の使用状況説明」は、「商標早期審査・早期審理ガイドライン」に従って記載する。この場合において「2. 緊急性を要する状況の説明」は要しない。
- 3 早期審査に関する事情説明書の記載例は、「商標早期審査・早期審理ガイドライン」を参照する。
- 4 早期審査に関する事情説明補充書は書式第 16 と同様とする。
- 5 その他は、商標法施行規則様式第 2 の備考 1 から 4 まで、20 から 22 ま

で、~~2726~~、~~3029~~及び~~4140~~から~~4544~~まで、様式第10の備考1、2及び5並びに様式第20の備考~~2~~及び~~43~~と同様とする。

(改訂令和~~第2~~・127)